

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成28年11月18日 22時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市田代島東方沖 二鬼城崎灯台から真方位112°5,500m付近 (概位 北緯38°17.6′ 東経141°28.6′)
事故の概要	貨物船第五大栄丸は、北西進中、わかめ養殖施設に進入し、同養殖施設が損傷した。
事故調査の経過	平成28年12月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五大栄丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140150、佐野海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 養殖用ロープが破断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、宮城県女川町女川港東方沖を南進中、天候が悪化したので宮城県大原湾に錨泊することとした。</p> <p>船長は、‘石巻市の牡鹿半島と同市網地島及び田代島との間の水路’（以下「本件水路」という。）が多数の養殖施設等により可航幅が狭くなっているため、本件水路をふだんは航行していなかったが、早く避難しようと思い、本件水路を北西進した。</p> <p>船長は、本件水路付近の養殖施設等の設置状況を確認しておらず、また、レーダーが調整不良で養殖施設が映らない状況下、養殖施設を示す灯光を認めたものの、養殖施設の設置範囲も分からずに航行した。</p> <p>本船は、大原湾に至って投錨後、錨鎖に漁労用のブイ及びロープが絡んでいたため、海上保安庁に漁具に接触した可能性があることを連絡し、翌日、わかめ養殖施設の損傷が確認された。</p>
分析	本船は、船長が本件水路の養殖施設の設置状況を知らずに航行したことから、わかめ養殖施設に進入し、同養殖施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が本件水路の養殖施設の設置状況を知らずに航行したため、本船がわかめ養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水路調査を行い、養殖施設、定置網などの設置場所を確認し、適切な航程を選定すること。・レーダーを適切に調整して活用すること。
-----------	---